

A I 活用促進に向けた法人研修業務 公募型プロポーザル実施要領

1. 業務の目的

企業を取り巻く環境は急激に不安定化し、新たな事業環境に合わせた事業変革は、あらゆる業界において最優先の取組事項となっている。

その解決策として、デジタル技術を活用し、環境変化への迅速な対応や企業文化を変革していくことが企業に対して求められている。

このような社会状況を踏まえ、本業務では生成A I を活用して業務プロセス変革を行う市内中小企業の事業活動を支援する。あわせて、本支援を通じた生産性の向上を強く後押しすることで、経費削減や売上向上を実現し、持続的な「賃上げ」が可能な環境を整備することを最終的な目的とする。

2. 業務の概要

(1) 業務名

令和8年度 経商産振委第20号

A I 活用促進に向けた法人研修業務

(2) 業務内容

別紙「A I 活用促進に向けた法人研修業務仕様書」（以下「仕様書」という）のとおり

(3) 業務期間

契約締結日から令和9年3月12日（金）まで

(4) 提案上限額

5,000,000円（消費税額及び地方消費税額10%を含む）

※ 仕様書記載の業務を実施するために必要な一切の経費を含む。

※ この金額は、契約時の予定価格を示すものではない。

※ 上限額を超えた者は失格とする。

(5) 支払方法

業務完了後の一括払い

(6) その他

① 企画提案の内容に基づく見積額は、物価の上昇等の正当な理由がない限り契約時に増額することは認めない。また、提案内容等を勘案して決定するために、委託契約額が見積額と同じになるとは限らないことに留意すること。

② 受託候補者となった者は、その地位・権利の譲渡ができないものとし、契約締結後、当該

委託業務すべての履行を再委託することは禁止とする。ただし、一部の履行を第三者に委託する必要があるときは、あらかじめ本市の承認を得ることとする。

3. 参加資格

この企画提案に参加する者は、次の条件を全て満たしていること。なお、共同事業体で参加する場合は、全ての構成員が次の（１）から（５）の事項を満たすとともに、代表構成員が（６）の事項を満たしていること。

- （１） 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- （２） 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- （３） 暴力団員等（静岡市暴力団排除条例（平成25年静岡市条例第11号）第2条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ）、暴力団員（同条第2号に規定する暴力団員をいう。以下同じ）の配偶者（暴力団員と生計を一にする配偶者で、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ）及び暴力団員等と密接な関係を有する者でないこと。
- （４） 静岡市入札参加停止等措置要綱（平成24年4月1日施行）による入札参加停止措置の期間中でないこと。
- （５） 国税及び地方税の滞納がないこと。
- （６） 過去に、生成A Iの活用に関する法人研修を実施した経験があること。

4. 実施スケジュール（予定）

変更となる場合は、静岡市ウェブサイトにて周知する。

内 容	期 間	注意事項
公募開始 (実施要領等の公開)	令和8年5月8日（金）	静岡市ウェブサイトで公開
質問受付期間	5月8日（金）から 5月19日（火）午後5時まで	質問票【様式5】を提出 ※詳細は「5」記載のとおり

企画提案書の提出 (提出書類等一式)	6月5日(金)午後5時まで	※詳細は「6」記載のとおり
書類審査結果の通知	6月11日(木)	※詳細は「8(1)」記載のとおり 参加者にメール、電話及び書面にて通知(書面は後日送付)
ヒアリング審査	6月18日(木)	※詳細は「8(2)」記載のとおり
審査結果の通知	6月22日(月)	ヒアリング審査の参加者にメール、電話及び書面にて通知(書面は後日送付)

※ 審査結果等についての問合せには回答しない。

※ 最終の審査結果の通知後、速やかに選定された業者と随意契約の手続きを行う。

5. 質問受付及び回答方法について

(1) 提出方法

以下、質問受付フォームから【様式5】を提出すること。電話、メール、ファックス等その他の方法では受付けない

<URL> <https://logoform.jp/form/79j2/1557577>

(2) 受付期間

令和8年5月8日(金)から5月19日(火)午後5時まで

(3) 回答方法

令和8年5月21日(木)以降、ウェブサイトに掲載

6. 提出書類等

(1) 提出書類

① プロポーザル参加申込書【様式1】

② 会社概要書【様式2】

③ 受託実績報告書【様式3】

過去に行った伴走支援業務の事例について記載すること。

④ 暴力団排除に関する誓約書兼同意書【様式4】

別途、静岡市役所ホームページから電子申請が可能です。

静岡市役所ホームページ (<https://www.city.shizuoka.lg.jp/>)

【検索メニュー】から【ページID：3555】で検索してください。

※上記電子申請の場合、役員等氏名一覧はフォームへの入力となります。

- ⑤ 貸借対照表、損益計算書（直近1年分）※コピー可
- ⑥ 履歴事項全部証明書（発行後3か月以内のもの）※コピー可
- ⑦ 納税証明書 ※コピー可
 - ・ 国税：「法人税」及び「消費税及び地方消費税」について未納税額のない証明書
 - ・ 市税：静岡市に納税義務がある場合は、法人市民税納税証明書と固定資産税納税証明書
- ⑧ 企画提案書【様式は任意】
- ⑨ 事業実施に係る経費の内訳がわかる書類【様式は任意】
 - ・ 提案金額は5,000,000円（税込）を超えないこと

(2) 提出期限

令和8年6月5日（金）午後5時まで

(3) 提出方法

以下、参加申込フォームから提出資料を送信。

郵送、持参等その他の方法では受け付けない。

<URL> <https://logoform.jp/form/79j2/1557525>

7. 企画提案書について

(1) 企画提案を求める事項

企画提案書に記載すべき事項は、仕様書の内容を十分に踏まえ、本業務の達成に必要と考える取組や手法等を具体的に記載すること。なお、記載に当たっては、「AI活用促進に向けた法人研修業務 審査基準」記載の「評価項目」に沿って提案書に記載すること。

(2) 書式等

- ① 用紙サイズはA4版を基本とすること。
- ② 企画提案書のページ数に制限はないが、15分以内で読み込めるよう簡潔な内容とすること。

(3) その他留意事項

- ① 専門用語には注釈を付ける等、わかりやすい表現で記載すること。
- ② 企画提案書の提出は、1社につき1提案とする。

8. 審査及び審査項目について

(1) 書類審査について

- ① プロポーザル参加者が6者以上の場合は書類審査を実施し、書類審査を通過した提案についてのみ「ヒアリング審査」を実施する。なお、プロポーザル参加者が5者以下の場合書類審査を省略し、ヒアリング審査のみ実施する。
- ② 書類審査の実施結果等については、令和8年6月11日（木）に通知する。

(2) ヒアリング審査について

① 開催日（予定）

令和8年6月18日（木）午前9時から午後5時まで
（詳細時間は、別途通知する。）

② 開催場所

静岡市役所 清水庁舎（静岡市清水区旭町6番8号）

③ 審査方法等

ア 市が設置する審査委員会における審査員によって、プロポーザル参加者から企画提案書等のヒアリングを行い、審査する。

イ 審査は、添付の「審査基準」に基づき、審査項目ごとに数値化して採点し、各審査員の採点結果の合計点が最も高い事業者を本委託業務の契約予定者として選定する。なお、最高得点が複数存在した場合は、審査項目ごとの順位付けで1位の評価を多く受けた者を選定する。また、上記のいずれにおいても、審査員の合計点数が7割未満の場合は、本業務の契約予定者として選定しない。

ウ 提案者が1者であっても本プロポーザルは成立するものとするが、審査の結果、審査員の合計点数が7割未満の場合は、本業務の契約予定者として選定しない。

エ 審査会は非公開とする。

④ 説明方法等

ア 参加者は3名以内とする。

イ 説明方法は、提出期限までに提出した「企画提案書」及び企画提案書に基づいた「パワーポイント」等を用いて説明すること。なお、モニターは（端子はHDMI）静岡市にて用意するため、パソコンを使用する場合は当日持参すること。

ウ 説明時間については15分以内、その後の質疑応答は20分程度とする。

エ ヒアリング審査は非公開とする。

オ ヒアリング審査は、現地開催のみとする。

(3) 審査結果

① 審査結果の通知

審査後速やかに、参加者全員に通知する。

② 審査結果の公表

提案者名及び審査結果については、公開することができることとする。

9. 失格条件

次の事項に該当する場合は失格とする。

- (1) 提出書類の不足、虚偽の記載があった場合
- (2) ヒアリング審査に参加しなかった場合
- (3) 審査の透明性、公平性を害する行為があった場合
- (4) その他、本実施要領に示された条件に適合しない場合

10. その他

- (1) 提出書類等は返却しない。
- (2) 提出書類作成、提出及び審査に要する一切の費用は、応募者の負担とする。
- (3) 提出期限以降における関係書類の差し替えや再提出は認めない。
- (4) 提出書類作成等のため本市から入手した資料等がある場合は、本市の了解なく使用及び公表することはできない。
- (5) 提出書類について本市は選定手続きに必要な範囲において複製することがある。提出書類は契約予定者選定の目的以外に使用しない。ただし、静岡市情報公開条例（平成15年4月1日条例第4号）第7条に基づき、開示請求があったときは、法人等の競争上又は事業運営上の地位を害すると認められるもの等不開示情報を除いて、開示請求者に開示する。

11. 問合せ

静岡市 経済局 商工部 産業振興課 経営支援係

〒424-8701 静岡市清水区旭町6番8号（清水庁舎5階）

Tel 054-354-2346

E-mail sangyoushinkou@city.shizuoka.lg.jp

評価項目		評価内容
基本的事項評価	①事業目的の理解と実現可能性	仕様書記載の目的（生成AIに関する基礎的な知識や最新の動向等の習得と、受講する企業が、自社の課題を明確化した上で、生成AIを活用して課題を解決し、生産性の向上につなげるための手法を習得）が達成可能な提案であるか。
	②実績について	これまで生成AIの活用に関する法人研修を実施した経験が十分にあるか。
提案に対する評価	③研修の内容	生成AIの基礎知識や活用手法について、研修参加企業の理解度に配慮した実践的な講座であるか。
	④研修の講座数等構成	講座数、各講座の開催日数、頻度は適切な内容であるか。
	⑤生成AIの実装・機器導入	現場担当者の十分な理解を得ながら生成AIの実装支援を行うとともに、企業の実態に応じた維持可能な機器選定と導入（補助金申請の支援を含む）のアドバイスが行える提案であるか。
	⑥成果資料作成業務	具体的な定量的効果及び代表的な事例の紹介が明記される成果資料の作成が計画された提案であるか。
体制等評価	⑦実施体制	専ら本業務に関わるスタッフの配置や、必要に応じて学術専門家等と連携するなど、企業の要望に対して迅速に対応可能な体制であるか。